

金谷地区生活交流拠点施設愛称募集要項

1 趣旨

金谷地区生活交流拠点施設は、金谷地区の人々のつながりを醸成・向上させる拠点施設として整備を進め、10月1日（日）にオープンする予定です。当施設が金谷地区の方々から愛され、島田市民に広く知っていただくことを目的として、施設の愛称を次のとおり募集します。

2 応募資格

応募時点で島田市内に在住されている方

3 応募方法

応募は、1人につき1愛称とし、次の方法のいずれかで応募してください。

(1) 官製ハガキもしくは応募用紙による応募

次の事項を官製ハガキもしくは別紙応募用紙に記入の上、島田市行政経営部資産活用課宛へ郵送いただくか、市役所総合受付横に設置した応募箱に投函してください。また、各支所窓口等（金谷南支所、金谷北支所、川根支所、金谷公民館）でも受け付けます。

- ① 愛称案
- ② 愛称案の読み方（フリガナ）
- ③ 愛称案への思い（簡潔にお願いします。）
- ④ 応募者の住所
- ⑤ 応募者の氏名
- ⑥ 応募者の年齢
- ⑦ 応募者の連絡先電話番号

【宛先】 〒427-8501 静岡県島田市中心部1番の1
島田市役所 行政経営部 資産活用課

(2) インターネットによる応募

島田市 Web サイトから電子申請（外部リンク）にアクセスし、金谷地区生活交流拠点施設愛称募集の専用フォームに必要事項を入力してください。なお、当該専用フォーム以外での方法（メール等）の応募は受け付けません。

4 応募期間

(1) 官製ハガキ・応募用紙による応募

令和5年7月3日（月）～ 令和5年7月21日（金）

※郵送は当日必着

※応募用紙の投函・提出は平日午前9時から午後5時まで

(2) インターネットによる応募

令和5年7月3日（月）午前9時00分～ 令和5年7月21日（金）午後5時00分

5 愛称要件

施設の愛称は、正式名称「金谷地区生活交流拠点施設」と合わせて表記されることを想定しています。また、愛称は、以下の要件を満たすものとします。

- ① 施設の整備趣旨を踏まえた愛称であること。

<p><施設概要></p> <p>金谷庁舎跡地に新たに整備する施設。行政機能として、金谷支所、高齢者あんしんセンター、住民健診機能、子育て支援機能が入る。新施設を核として、隣接する金谷公民館、金谷図書館、金谷体育センターなどと連携し、金谷地区の住民の生活にとって身近な拠点を形成することを目指す。</p> <p><コンセプト></p> <p>新たな「金谷地区のシンボル」とし、子どもからお年寄りまで誰もが訪れ、「つながり」が生まれる生活交流拠点。</p> <p><期待する成果></p> <p>「ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）※」の醸成・向上。</p> <p>※ソーシャル・キャピタル：交流を通じた人々の結びつき、相互信頼・相互扶助、社会参加を通じた絆など。</p>

- ② 他施設と混同することのないよう、読み方や表記等が市内及び近隣市外のお施設と同一でないこと。
- ③ 公序良俗に反した愛称でないこと。
- ④ 利用者に誤解を与える恐れのある愛称でないこと。
- ⑤ 第三者の商標権等の権利または利益を侵害する恐れのある愛称でないこと。
- ⑥ 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、漢数字、アラビア数字の使用を可能とするが、漢字、アルファベット、漢数字を使用する場合は、読み方が付けられていること。

6 選考方法

金谷地区生活交流拠点施設愛称選考委員会において選考し、島田市長が愛称を決定します。

7 選考結果

結果は、令和5年8月下旬を目途に、島田市 Web サイト等で公表します。また、採用された愛称の応募者（以下「採用者」という。）を表彰します（該当者が複数の場合、抽選で決定）。

8 愛称の取扱い

- (1) 採用された愛称に係る一切の権利は島田市に帰属するものとします。
- (2) 愛称については、他に商標登録があることが判明した場合や他の利益を侵害する恐れがあるなど、施設愛称として適当でないと判断された場合、採用を取り消すことがあります。
- (3) 愛称については、必要に応じて修正等を加える場合があります。

9 個人情報等の取扱い

応募された方の個人情報については、「島田市個人情報保護条例」に基づいて適切に取扱い、選定審査の用途に限り使用し、正当な理由なく第三者に提供することはありません。ただし、採用者の氏名やお住まいの地域等は、選定結果の発表等のために公表することがありますので、ご了承の上でご応募ください。

10 その他注意事項等

- (1) 提出いただいた応募ハガキ等は返却しませんので、ご了承ください。
- (2) 応募ハガキ等の提出など応募にかかる費用については、応募者の負担となります。
- (3) 必要事項の入力がないもの、1人で複数の応募があるもの、その他応募要件等を満たさないものは無効とします。
- (4) 送付中及び送信中の事故、その他不可抗力により応募ハガキもしくは専用フォームからの入力データ等が島田市に届かない場合、当市では一切の責任を負いません。
- (5) 応募内容が故意に第三者の商標権等の権利を侵害するものであることが判明した場合は、採用を取り消すとともに、既に表彰状等を受け取っている場合は、それを返還していただくことがあります。また、島田市が、これにより被った損害につきましては、賠償していただくことがありますので、ご注意ください。

11 問い合わせ先

〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1
島田市役所 行政経営部 資産活用課
TEL : 0547-36-7124 / FAX : 0547-37-8200
E-mail : s-katsuyou@city.shimada.lg.jp

金谷地区生活交流拠点施設 愛称 応募用紙

①愛称案	
②愛称案の読み方(フリガナ)	
③愛称案への想い (簡潔にお願いします。)	
④応募者の住所	島田市
⑤応募者の氏名	
⑥応募者の年齢	歳
⑦応募者の連絡先電話番号	

<注意事項>

必要事項の記入がないもの、1人で複数の応募があるもの、その他応募要件等を満たさないものは無効となります。次の点にご注意ください(詳しくは島田市 Web サイト内の金谷地区生活交流拠点施設愛称募集要項をご覧ください)。

- (1) 応募できる方は、**島田市内在住の方**に限ります。
- (2) 愛称は、施設の整備趣旨を踏まえたものであること。
- (3) 愛称は、他施設と混同することのないよう、読み方や表記等が市内及び近隣市外の他施設と同一でないこと。
- (4) 愛称は、公序良俗に反したものでないこと。
- (5) 愛称は、利用者に誤解を与える恐れがないこと。
- (6) 愛称は、第三者の商標権等の権利または利益を侵害する恐れがないこと。
- (7) 採用者の氏名やお住いの地域等を公表することがあります。

<提出方法>

市役所総合受付横に設置した応募箱に投函いただくか、各支所窓口等(金谷南支所、金谷北支所、川根支所、金谷公民館)にご提出ください。

<提出期間> **令和5年7月3日(月)～令和5年7月21日(金)の平日午前9時から午後5時まで**

<問い合わせ先> 島田市役所 行政経営部 資産活用課 電話 0547-36-7124